

# 令和6年度 お茶の水女子大学こども園(幼稚園部分) 入園児募集要項

令和5年10月 文京区幼児保育課

お茶の水女子大学こども園は、文京区が設置し、国立大学法人お茶の水女子大学が運営する保育所型認定こども園です。就学前の乳幼児期に、0歳児から5歳児まで一貫した方針に基づき、発達段階に応じた教育・保育を行います。子どもの多様な育成環境を整えるため、幼稚園・保育園それぞれの良さを生かし、子どもの視点に立った施設運営を行います。

## 1 施設の概要

施設総称	所在地
文京区立お茶の水女子大学こども園	東京都文京区大塚二丁目1番1号

## 2 実施内容・保育時間(保育所部分との違い)

利用枠	対象年齢	実施内容	
保育所部分 (2・3号認定)	0～5歳児	月曜日～土曜日	保育所保育を実施します。 午前7時15分～午後6時15分 (延長保育：午後6時15分～午後7時15分※0歳児クラスを除く) ※実際の保育時間は、保護者の認定区分による利用可能時間範囲内で、就労状況等を考慮して決定します。
幼稚園部分 (1号認定)	3～5歳児	基本保育 月曜日～金曜日 (夏期休業等の休園日は除く)	幼稚園教育を実施します。 3歳児：午前9時～午後1時 4・5歳児：午前9時～午後3時
		預かり保育	上記基本保育のほか、その前後の時間、長期休業中(夏休み等)に保育を実施します。 3歳児：午前8時～午前9時、午後1時～午後6時15分のうち保護者の勤務時間等の範囲内 4・5歳児：午前8時～午前9時、午後3時～午後6時15分のうち保護者の勤務時間等の範囲内

- ・保育所部分・幼稚園部分のどちらにおいても毎日給食を実施します。
- ・幼稚園部分(1号認定)の夏期休業等の長期休業中の預かり保育は午前8時～午後6時15分までとします。
- ・幼稚園部分(1号認定)では区立幼稚園と同様に日を単位とした預かり保育の一時利用を行います。時間は上記預かり保育に準じます。
- ・長期休業中の預かり保育の一時利用は緊急(急病・冠婚葬祭等)等の場合に限ります。
- ・保育所部分(2・3号認定)では区立認可保育園と同様に日を単位とした延長保育スポットを行います。時間は上記延長保育に準じます。

※保育所部分(2・3号認定)の詳細については、令和5年11月1日発行予定の「ぶんきょう保育パンフレット2024」をご覧ください。

### 3 募集人員

令和5年9月1日現在

幼稚園部分（1号認定）		
3歳児	4歳児	5歳児
11人	0人	0人

※預かり保育の定員は各クラス3人です。一時預かり保育の利用は1人につき月10回までです。

### 4 応募資格

文京区内に在住し住民票のある3～5歳児

※区外から転入予定でお申し込みの場合は、令和6年4月入園のお申込みに限り、令和6年4月1日までに文京区に転入予定がある場合は申込可。

3歳児 2020年4月2日から2021年4月1日までに生まれた児童

4歳児 2019年4月2日から2020年4月1日までに生まれた児童

5歳児 2018年4月2日から2019年4月1日までに生まれた児童

#### ◎留意事項

- ① 幼稚園部分（1号認定）は、文京区内在住が入園の要件です。区外へ転出された場合、居住実態がないことが判明した場合は退園していただくこととなります。（内定の場合は取り消しとなります）
- ② 幼稚園部分（1号認定）と他の区立幼稚園との併願はできません。2園以上申し込んだ場合、最後に申し込まれたものだけが有効となり、先に申し込まれたものは無効といたします。
- ③ 区立幼稚園に在園中の園児の幼稚園部分（1号認定）のお申込みは無効となります。
- ④ 保育所部分・幼稚園部分にはそれぞれ定員枠がありますので、入園後に変更（保育所部分から幼稚園部分へ変更等）をすることは原則としてできません。

### 5 申込方法等

【受付期間】 11月2日（木）～11月6日（月） ※電子申請は午後5時15分まで

幼稚園部分（1号認定）	
申請方法	<p>① 電子申請 詳細は区ホームページをご覧ください。募集要項最下部のQRコードまたはURLからご確認いただけます。</p> <p>② 郵送申請 〒112-8555 文京区春日1-16-21 幼児保育課入園相談係宛て。（11月6日（月）必着）</p>
提出書類	<p>※郵送申請でお申込みする場合にご提出ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・*利用申込書</li> <li>・*施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定（変更・再交付）申請書</li> <li>・*現況確認届</li> </ul> <p>↓ 区外から転入予定でお申込みの場合 ↓</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年4月1日までに転入することがわかる書類（賃貸契約書または売買契約書の写し）</li> <li>または「*転入に関する申立書」</li> </ul> <p>「*」はお茶の水女子大学こども園、幼児保育課窓口及びホームページから所定様式を取得できます。</p> <p>※幼稚園部分（1号認定）の申請書類は令和5年10月16日（月）から、平日の午前8時30分～午後5時15分に幼児保育課で配布し、ホームページからのダウンロードも可能です。またお茶の水女子大学こども園でも配布いたします。</p>
受付確認	<p>お申込み受付後、抽選番号を記載した受付票を11月7日（火）にご発送いたします。（海外から申請された方にはメールで抽選番号をお知らせいたします。）抽選番号は申し込み順ではなく、ランダムに付番します。</p> <p>抽選会場で結果をご確認しに来られる場合は、結果の確認に必要となりますので、ご持参いただきますようお願いいたします。</p>

抽選方法	<p>お申込み多数の場合、抽選となります。</p> <p>4, 5歳児は、募集人員が0名です。欠員が生じた時の待つ順番を決める抽選となります。</p> <p>※抽選は第三者立会いのもと職員が代理でくじを引きます。保護者の方の抽選会の参加は不要ですが、ご観覧は可能です（抽選会場の入退場は自由です）。抽選は区立幼稚園と合同で実施し、A・Bグループに分けてそれぞれ抽選を実施いたします。抽選結果は、当日17時以降に区ホームページで掲載いたします。なお、抽選は前の園が終わり次第、順次実施いたしますのであらかじめご了承ください。</p> <p>【日時】 令和5年11月10日（金）午前11:00～</p> <p>【対象】 3歳児～5歳児</p> <p>【場所】 文京区民センター2A会議室（文京区本郷4-15-14）</p> <p>【順番】 受付終了後、ホームページで公開します。</p> <p>※内定後に、後日お子さんの健康診断、面談及び居住確認等を行ったうえで園での保育が可能かを判断し入園決定を行います。</p>
入園決定	<p>抽選の結果通知を、11月14日（火）までに順次発送いたします。（海外から電子申請でお申込みの方はメールでご連絡します。海外から郵送申請でお申込みの方は幼児保育課に電話で直接お問い合わせください。なお、ホームページからも抽選結果を確認することができます。）入園予定者となった方にはその後、あらためて12月11日（月）に幼児保育課から「入園通知書」を発送します。<u>転入予定でお申込みいただいた方は、文京区に転入後、改めて入園申込が必要となります。詳しくは11月14日（火）に発送する通知をご確認ください。転入したことを確認後、「入園通知書」を郵送いたします。</u></p>
健康診断等	<p>幼児の健康状態を把握し、入園後の対応に活かすため、入園予定者を対象に、以下の日程で面接と健康診断を行います。</p> <p>3歳児クラス～5歳児クラス 面接・健康診断</p> <p>【日時】 令和5年11月21日（火）13:15～（13:00～受付開始）</p> <p>【場所】 お茶の水女子大学こども園</p> <p>【持ち物】 ・「令和6年度4月文京区立幼稚園及び認定こども園（幼稚園部分）の抽選結果について」（抽選会終了後、区から郵送します）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検査票（区ホームページからダウンロードしてください）</li> <li>・ 上履き（幼児：運動靴タイプ、保護者：スリッパ）</li> <li>・ 筆記用具</li> <li>・ 母子健康手帳</li> <li>・ こども園から送付された書類</li> </ul>

※原則電子または郵送にてご提出ください。いずれも難しい場合は幼児保育課で直接提出を受付けます。その場合、郵送申請と同様の書類をシビックセンター12階の幼児保育課窓口へ直接ご提出ください。（受付時間 平日の午前8:30～午後5:15）（お茶の水女子大学こども園では受付けておりませんのでご注意ください）

※入園決定後に転出等で入園を辞退するときは、速やかに園に連絡して必ず「幼稚園（認定こども園）入園辞退届」フォームよりお手続きください。電子でのお手続きが困難な場合は「幼稚園（認定こども園）入園内定辞退・申込取下届」を直接園に提出してください。

### 幼稚園部分（1号認定）預かり保育について

預かり保育を利用することができるのは、園の教育課程以外の間も保育を必要とする、幼稚園部分（1号認定）に在園する幼児となります。

保護者が【登録利用】の要件を満たしている場合は、月を単位とした利用（以下【登録利用】という）を実施します。日を単位とした利用（以下【一時利用】という）は、要件の有無に関わらず対象となります。ただし、長期休業中の【一時利用】は緊急（急病、冠婚葬祭等）等の場合に限りです。

預かり保育【登録利用】の申請について

申請方法	① 電子申請 詳細はP.5のQRコードより区ホームページをご確認ください。 お手続きの際は要件を証明する書類（世帯の保護者全員分）をご準備ください。 ① 直接申請 提出先：お茶の水女子大学こども園																		
提出期限	・令和6年4月からの新規【登録利用】の申請を希望する場合 令和5年11月13日（月）から令和5年11月28日（火）平日9時30分～18時まで ・令和6年5月以降に利用を希望する場合 利用開始を希望する月の前月の1日から20日（20日が休園日の場合は、その直前の開園日）までに園へご提出ください。																		
必要書類と 利用要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・預かり保育登録利用許可申請書</li> <li>・子育てのための施設等利用給付認定（変更）申請書</li> <li>・要件を証明する書類（世帯の保護者全員分の証明書類をご提出ください）</li> </ul> <table border="1" data-bbox="252 638 1461 1227"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="252 638 914 674">登録利用の要件</th> <th data-bbox="914 638 1461 674">証明書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="252 674 403 846">就 労</td> <td data-bbox="403 674 914 846">保護者が月48時間以上の就労に従事することを常態としていること</td> <td data-bbox="914 674 1461 846">                     ①*全ての勤務先における就労証明書                      ②*就労状況申告書（複数勤務の方、所定労働時間のない方のみ）                      ※自営業の方は営業許可証、開業届等のコピー等を併せてご提出ください。                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="252 846 403 949">看 護 介 護</td> <td data-bbox="403 846 914 949">同居の親族（長期入院している親族を含む）を月48時間以上看護又は介護していること</td> <td data-bbox="914 846 1461 949">                     ①*看護・介護状況申告書                      ②看護又は介護を受ける人の診断書・障害者手帳・被保険者証・ケアプラン等                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="252 949 403 1016">疾 病 障 害</td> <td data-bbox="403 949 914 1016">疾病にかかり、もしくは負傷し、病気療養中であること又は心身に障害を有している</td> <td data-bbox="914 949 1461 1016">                     *診断書                      障害者手帳のコピー                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="252 1016 403 1120">産前産後の 休 養</td> <td data-bbox="403 1016 914 1120">産前産後の休養中であること（「出産月の前2カ月」～「出産日から起算して57日が経過する月の末日まで」）</td> <td data-bbox="914 1016 1461 1120">                     母子健康手帳の表紙及び                      出産予定日の分かるページのコピー                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="252 1120 403 1227">就 学</td> <td data-bbox="403 1120 914 1227">保護者が学校教育法に規定された学校等に在学し、月48時間以上の就学をしていること</td> <td data-bbox="914 1120 1461 1227">                     ①*就学内容状況書                      ②在学証明書                      ③カリキュラム又は時間割のコピー                 </td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="252 1256 1461 1339">「*」の印がついた書類が、文京区所定の様式です。書類はこども園に用意してあります。合わせて区ホームページからダウンロードできますので、ご利用ください。</p>	登録利用の要件		証明書類	就 労	保護者が月48時間以上の就労に従事することを常態としていること	①*全ての勤務先における就労証明書 ②*就労状況申告書（複数勤務の方、所定労働時間のない方のみ） ※自営業の方は営業許可証、開業届等のコピー等を併せてご提出ください。	看 護 介 護	同居の親族（長期入院している親族を含む）を月48時間以上看護又は介護していること	①*看護・介護状況申告書 ②看護又は介護を受ける人の診断書・障害者手帳・被保険者証・ケアプラン等	疾 病 障 害	疾病にかかり、もしくは負傷し、病気療養中であること又は心身に障害を有している	*診断書 障害者手帳のコピー	産前産後の 休 養	産前産後の休養中であること（「出産月の前2カ月」～「出産日から起算して57日が経過する月の末日まで」）	母子健康手帳の表紙及び 出産予定日の分かるページのコピー	就 学	保護者が学校教育法に規定された学校等に在学し、月48時間以上の就学をしていること	①*就学内容状況書 ②在学証明書 ③カリキュラム又は時間割のコピー
登録利用の要件		証明書類																	
就 労	保護者が月48時間以上の就労に従事することを常態としていること	①*全ての勤務先における就労証明書 ②*就労状況申告書（複数勤務の方、所定労働時間のない方のみ） ※自営業の方は営業許可証、開業届等のコピー等を併せてご提出ください。																	
看 護 介 護	同居の親族（長期入院している親族を含む）を月48時間以上看護又は介護していること	①*看護・介護状況申告書 ②看護又は介護を受ける人の診断書・障害者手帳・被保険者証・ケアプラン等																	
疾 病 障 害	疾病にかかり、もしくは負傷し、病気療養中であること又は心身に障害を有している	*診断書 障害者手帳のコピー																	
産前産後の 休 養	産前産後の休養中であること（「出産月の前2カ月」～「出産日から起算して57日が経過する月の末日まで」）	母子健康手帳の表紙及び 出産予定日の分かるページのコピー																	
就 学	保護者が学校教育法に規定された学校等に在学し、月48時間以上の就学をしていること	①*就学内容状況書 ②在学証明書 ③カリキュラム又は時間割のコピー																	
利用者の 決定	<p>希望する者が定員を超えた場合、以下の優先順位に基づき利用予定者を決定し、同じ優先順位の人で定員を超えた場合は抽選を行います。</p> <table border="1" data-bbox="256 1458 1461 1758"> <tr> <td data-bbox="256 1458 328 1509">①</td> <td data-bbox="328 1458 1461 1509">現在在園している【登録利用】の利用者が、翌年度も登録利用条件に該当し継続を希望する</td> </tr> <tr> <td data-bbox="256 1509 328 1561">②</td> <td data-bbox="328 1509 1461 1561">すでに在園している者が、翌年度新たに【登録利用】を希望する</td> </tr> <tr> <td data-bbox="256 1561 328 1612">③</td> <td data-bbox="328 1561 1461 1612">就労要件で利用を希望する</td> </tr> <tr> <td data-bbox="256 1612 328 1664">④</td> <td data-bbox="328 1612 1461 1664">看護・介護又は疾病・障害要件で利用を希望する</td> </tr> <tr> <td data-bbox="256 1664 328 1715">⑤</td> <td data-bbox="328 1664 1461 1715">産前産後の休養要件で利用を希望する</td> </tr> <tr> <td data-bbox="256 1715 328 1758">⑥</td> <td data-bbox="328 1715 1461 1758">その他（就学要件で利用を希望する場合を含む）</td> </tr> </table> <p data-bbox="256 1805 778 1839">【抽選日時】 令和5年12月4日（月）</p> <p data-bbox="256 1848 794 1881">【抽選場所】 お茶の水女子大学こども園</p> <p data-bbox="256 1908 1461 1973">※上記要件に限らず、区長が特に預かり保育の必要があると認めた場合は、【登録利用】を許可することがあります。</p> <p data-bbox="256 1982 1461 2063">※育児休業中に就労要件で【登録利用】の利用が決定した場合、当初希望した【登録利用】開始月中に育児休業から復帰してください。復帰できない場合、【登録利用】資格が失われます。</p>	①	現在在園している【登録利用】の利用者が、翌年度も登録利用条件に該当し継続を希望する	②	すでに在園している者が、翌年度新たに【登録利用】を希望する	③	就労要件で利用を希望する	④	看護・介護又は疾病・障害要件で利用を希望する	⑤	産前産後の休養要件で利用を希望する	⑥	その他（就学要件で利用を希望する場合を含む）						
①	現在在園している【登録利用】の利用者が、翌年度も登録利用条件に該当し継続を希望する																		
②	すでに在園している者が、翌年度新たに【登録利用】を希望する																		
③	就労要件で利用を希望する																		
④	看護・介護又は疾病・障害要件で利用を希望する																		
⑤	産前産後の休養要件で利用を希望する																		
⑥	その他（就学要件で利用を希望する場合を含む）																		

## 預かり保育【一時】の申請について

事前登録は不要です。預かり保育の【一時利用】を希望する場合は「預かり保育一時利用申請書」を園へご提出ください。

## 6 保育料等

(1) 保育料等 < 区立幼稚園保育料と同一 >

①基本保育料		0円	(※その他、行事費などが別途必要)
②給食費		0円	
③預かり保育登録利用料	月額	8,900円	
④一時利用：預かり保育利用料	日額	450円	
一時利用：長期休業期間	日額	450円	

※「保育の必要性」の認定を受けた方については③預かり保育登録利用料と④一時利用の費用負担がありません。

(2) 納入方法など

保育料等の納期限は、毎月末日です(スポット延長保育料・預かり保育料については利用月の翌月末日)。口座振替をご利用ください。

### お茶の水女子大学こども園を志望される保護者の皆さまへ

お茶の水女子大学こども園は、幼児教育・保育に関する教育研究の場として、大学と共同して生涯発達を見据えた0歳児からの教育カリキュラムの開発、乳幼児教育・保育の質の評価方法を開発・研究に取り組むことも目的としているため、大学の教員等が参観したり研究の場となったり、調査協力を保護者の方々にもお願いすることがあります(園児や保護者のプライバシーや情報の保護については、大学と連携し、細心の注意をいたします。)

項目	お問い合わせ先
「お茶の水女子大学こども園」の概要・保育内容に関するお問い合わせ	お茶の水女子大学こども園 TEL 5978-5127
入園申込に関するお問い合わせ	文京区子ども家庭部幼児保育課入園相談係 (文京シビックセンター12階) TEL 5803-1190

※ 大学構内に入る際には、顔写真付きの身分証明書をご持参いただき、必ず提示してください。



令和6年4月募集の情報を確認できます。

URL: <https://www.city.bunkyo.lg.jp/kyoiku/kyoiku/gakko/preschool/R6bosyu.html>